

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 3月号 (No.136)

2015年3月30日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがおすごしですか。

年度がわりの時期です。卒園していく子どもたち一人ひとりが、このあとも尊重され、豊かな子ども時代が出来るように、と願います。現実には厳しいけれど、少しでも良くなるように、大人としてできることをしていきたいですね。



保育施設の死亡事故と待機児童問題

2015年3月6日、福島県郡山市の地裁では、りのちゃんの死亡事件に対して、「園側の賠償責任」を認め、同時に死亡原因を「窒息死」と認める判決が出されました。

この事件は、みなさんも署名等の支援の経緯もあってご存知の方が多いと思います。1歳になったばかりの「りのちゃん」は、はじめてのお昼寝時間、うつ伏せ寝にされ、頭から大人の毛布を被せられて、その上に大きな枕を二つ置かれ、放置されて亡くなったという痛ましい事件です。

同じ日、栃木県の宇都宮市では、保育施設内で毛布にくるまれ縛られて身動きができないような状態に置かれた幾人もの乳児の衝撃的な写真が、週刊誌に掲載されました。

二つの事件は、あまりにひどすぎる認可外保

育施設の実態ですが、我々には無関係でしょうか？

私は、全国合研の分科会「保育施設の事故から学ぶ」にかかれこれ9年間関わって、そのなかで知り得たことですが、待機児童がとて多しい市町村で、酷い虐待や死亡事件が起きているという現実があります。

それぞれの市の「保育の実施責任」からも問われるべきですし、監査や指導監督責任がきちんと果たされていけば起きなかったはずの事件なのです。

待機児童問題をこれ以上放置してはならない、そのために自治体も私たち保育関係者も何をすべきか考えあうことが求められています。

石川幸枝（保育経営懇・会長）

保育をめぐる情勢

●公定価格

～加算要件が少しずつ明らかに(3/10 自治体むけ説明会)

2015年3月10日に、政府は子ども・子育て支援新制度の自治体向け説明会を開催し、「特定教育・保

育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)」を示しました。この資料で、施設・事業ごとに、公定価格の算出の仕方、各種加算の要件等が、これまでよりも具体的に示されるようになりました。

※同封の留意事項(案)と公定価格単価表を照らし合わせてご確認ください。

◆私立保育所の委託費の構成

私立保育所の収入は、公定価格ではありません。園の収入は、(公定価格の総計) + (国庫補助金) + (自治体単独補助) の合計になります。

公定価格	+	国庫補助金	+	自治体の 単独補助
------	---	-------	---	--------------

園の収入

今回、国庫補助の延長保育補助の基本分や処遇改善の臨時特例交付金などの国庫補助がなくなり、公定価格に組み込まれるので、一見収入が大幅に増えるようなことが起こるかもしれませんが、これまでであった国庫補助が減るので、総合的に状況を見極めることが必要です。

また、私立保育所は、公定価格満額が委託費として支弁されますが、認定こども園などの直接契約の施設・事業者には、公定価格から利用者負担額を控除した額が給付費として支弁されます。一部の市町村で保育所に支弁する額を給付費としている例がありますが、それは誤りです。さらに、その支弁は、当月内になされるのが原則です。

◆各項目にそって ◎基本分単価 この単価は、その保育に必要な基礎的・共通的な経費として、事務費（人件費＋管理費）と事業費を、地域・定員・認定・年齢・保育必要量等の区分に応じた子ども1人当たりの月額として設定したものです。人件費の中には、最低基準にもとづく必要保育士数や規模に応じた職員の増や調理員の配置を保障する額が盛り込まれていると説明されていますが、積算根拠となる具体的な額は示されていません。

◎基本加算部分

処遇改善は、従前の民改費同様に職員の勤務平均勤続年数に応じて設定されます。職員の経験として加えることができる前歴の範囲が拡大され、単独補助を受けていた認可外施設等の勤務経験も対象になります。さらに、これまでの2～12%の加算に加え、賃金改善要件分として3%（11年以上では4%）が上乗せされます。

ただしこの上乗せ分は、確実に職員の処遇改善に

ために使用すべきものなので、賃金改善要件が設定され、その要件に該当しなければ加算されません。さらに、キャリアパス要件を満たさない場合は、上乗せ分が1%減算されます。賃金改善要件については、この2年間実施された処遇改善臨時特例交付金の要件と同様といえますが、新たなキャリアパス要件は未だその内容が明らかにされていません。今回の資料でも別に定めるとしか記載がありません。公定価格に関するFAQでも「具体的には都道府県が定めるスケジュールによる」とした説明にとどまっています。

◎3歳児配置改善加算は、実際の3歳児における保育士配置を問うのではなく、保育士配置数の算定にあたって、3歳児について最低基準の20対1でなく15対1で計算し、園の保育士総数がそれを上回っていれば加算要件に合致するとするようです。

◎減価償却加算は、施設整備と改修に関わる国庫補助との選択制なので、国庫補助による整備を行った施設は対象外です。ただし、国庫補助を受けていても、一定年数経過して、さらに新たに示された要件に適合するとこの加算が受けられることが明らかになりました。もっとも、一定期間とは何年なのかについては示されていません。また、賃貸の施設は賃借料加算の対象になります。

◎休日保育加算は、休日保育を実施した施設に、前年度の休日保育利用児童数に応じて単価が設定されます。夜間保育加算は、夜間保育所として認可された施設が対象です。

◎特定加算部分 基本額（月額や年間額）が示された上で、子ども数で割ることが基本ですが、冷暖房費は、すでに子どもの1人分の単価が示されているので、すべての施設でそのまま加算されます。

◎入所児童処遇特別加算、小学校接続加算などは新たな加算ですが、年1回3月に付加されるものです。加算を受けるための要件が示されているので資料の26～28頁を確認して下さい。

◎調整（減算）など 加算とは別に、土曜日を常態として閉所する場合や、2年間連続で定員を120%

超えて入所させていた場合は、減額措置がありますので注意が必要です。

◆基本的な問題点

一般的な加算を加えても、短時間認定の公定価格は、3歳児以外は現状の保育単価よりも減額といえます。従って短時間児が多い園は、現状より減収になる可能性があります。

標準時間児の単価は、保育単価よりも改善されたとされていますが、その多くの部分が、これまで延長保育補助の基本分として各園に年間459万円程度が支給されていたものが、子ども1人あたりの月額として細分化して振り分けられているので、実質的な改善はごくわずかといえます。また、処遇改善で3%アップと宣伝されていますが、すでに臨時特例交付金で2.85%アップは実施済みなので、これも目立った増収とはいえないようです。

さらに、すべての施設で同じ加算があるわけではない点も問題です。たとえば、幼稚園と認定こども園に通う1号認定の子どもには、チーム保育加配加算（最高6人まで）、学級編成調整加配加算などがありますが、保育所や認定こども園の2号認定の子どもにはこの加算はなく、明らかな格差といえます。

小規模保育事業等には、障害児保育加算がありますが、保育所は、地方自治体の単独補助で対応が原則なので、公定価格での加算はありません。

●自治体で広がる混乱… 惑わされず一つ一つ確認を

新制度の施行が目前に迫る中、各自治体では準備がすすめられていますが、子ども・子育て支援事業の単価が明らかになったのは1月下旬、公定価格の本単価公表は2月という状況の中で、混乱が広がっています。

◆重要事項説明書のひながた～内容に要注意

重要事項説明書のひながたが示されていますが、自治体によっては、園で作成している入園のしおり等のパンフレットをもとに、必要な項目を付け加える

等でも構わないとしています（名古屋市）。

自治体が示すひながたは、国がモデルを作っているかと思われませんが、問題がある箇所もあり、注意が必要です。

*利用者（保護者）を縛るような項目が含まれている

『利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください』（大阪市・京都市・熊本市など）

この項目をもとに、署名活動や募金活動の禁止等、保護者の自主的な活動が縛られる危険性もあります。このような項目が果たして、必要でしょうか。

*利用の終了に関する項目について

保育の提供が終了する場合①小学校に就学したとき、②支給要件に該当しなくなったとき、③利用の継続に重大な支障又は困難が生じたとき。

（京都市・熊本市・宇都宮市など）

③の重大な支障や困難とは何でしょうか。

*保育料等の滞納について

滞納があった場合は、過去の支払い状況を考慮し、本園の判断により退園とする場合がある。

（熊本市）

24条1項に基づき市町村の委託を受けて保育を行なっている保育所が、園独自の判断で、退園を促すことはあり得ません。直接契約の施設と混同している可能性もあります。

◆委託費の請求について

静岡市の示した保育所の請求の様式

「子ども・子育て支援 教育・保育給付費請求書（案）」

しかし、保育所は、給付費ではなく、委託費です。給付費とは、公定価格から保護者負担分を除いた分ですが、委託費は公定価格全額です。

◆同意書は必要か？

各種提出書類の作成等に追われている、という状況が各地から届いています。その中で、重要事項説明書とあわせて同意書の作成・提出を求める自治体があります。しかし、法律には、書面で同意を求め

ねばならない、とはなっていません。説明をすることが重要なのであって、同意書の記入や提出が重要・必要とはされていません。同意書がいない地域もありますので、その後どう使われるかも含めて、自治体に確認しましょう。

<参考>内閣府令第 39 号「特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準」

第 5 条（中略）…重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

◆自治体も大混乱～園長会等で自治体と確認を！

自治体側も、大混乱していることは事実です。園側も書類作成・提出等に追われていることと思いますが、上記のような問題点もありますので、気になることは、自治体に確認し、園長会等でも共通認識にしていきたいと思います。

●社会福祉法人「改革」 今国会で審議の見通し

社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人「改革」についての報告書が取りまとめられました。この報告書を受けて、社会福祉法等の改正案が、現在開催中の通常国会に提出される見込みです。

現状では、保育所を運営する法人は、1 施設のみを経営する小規模法人が多く、また内部留保もほとんどない状況にあるので、事業に必要な最低限の経費を除き再投下財産として地域貢献活動にあてる等の実施を厳格に求められると大きな負担増になるといえます。

また、評議員会の設置までにどの程度の猶予期間が与えられるのか、責任が重くなるという理事・理事長に対する報酬等をどのよう設定・捻出するのか、事業継続のための必要最低限の財産とはどの程度のものか、などの重要な事項が現時点では、具体的に示されていません。

今後適正な制度設計と運用を求めて、現場からの声を上げていくことが必要です。

今後の法案審議は連休明け以降になることが予想されます。経営懇としては、2 月におこなった福祉関係団体共同行動の実行委員会に引き続き参加し、共同の取り組みを行っていきます（詳細は次号でお知らせします）。

●保育士不足、さらに深刻に…！

保育士の人手不足が、さらに深刻さを増しています。3 月 11 日付東京新聞の報道によれば、被災 3 県でも保育士不足が続き、岩手県大槌町の町立保育所では保育士不足により 0～2 歳児の受け入れ中止に追い込まれました。震災復興を妨げかねない状況です。

一方で、待機児童問題が深刻な都市部でも、保育士不足が続いています。有効求人倍率（保育士の職を探す一人当たり何件の求人があるか）をみると東京では、昨年度でも 4 倍を超え、今年度は 5 倍を超えています。

	2013 年	2014 年
東京	4.13	5.37
埼玉	1.47	3.05
神奈川	2.56	3.03
大阪	1.99	2.40
全国平均	1.64	2.06

<厚労省報道資料
(2015.2/27)より
作成>

全国平均でも 1.64 倍から 2.06 倍へと、年々有効求人倍率が高くなっています。保育士不足は、全国的に深刻な問題となっています。

保育士不足問題の解決には、まず、処遇改善が必要です。また、配置基準の見直しや研修の保障、事務作業の時間確保なども必要です。現場の実態をふまえて、新制度で示された公定価格の改善を求めていくことが重要です。

第17回夏季セミナー・シンポジウム 乳幼児期の子どもたちに保障すべき 保育・教育とは

第5回（最終回）

2014年9月7～8日に埼玉県さいたま市に開催した第17回夏季セミナーのシンポジウムの要旨をご紹介します。今回は最終回です。

（要約・文責：事務局）

コーディネーター・大宮勇雄：

保育園（瀬川保育園・笥さん）と小学校（埼玉県小学校教諭・内田さん）の実践報告をうけて、学童保育での子どもの状況や、小学校との連携のとりくみ等を参加者のみなさんから発言していただきます。

【発言・学童保育での子どもたち】

酒井（埼玉県深谷市・ふきのとう学童保育）

学校では、先生の話をよく聞くまじめない生徒でいるのかもしれませんが、学童に帰って来た瞬間、爆発して、ドアをゴンゴン、テーブルの上をバタバタと走っていくような状況の子どもたちです。何を聞いても、大人が言うことに対しては、「ヤダ！ヤダ！」「できねー」といった言葉が、最初に返ってきます。

新学期4月から担任になりましたが、子どもたちは本当にバタバタバタバタ動いているという感じがす。保育園に併設されている学童ですから、小さい子も怖がってしまうような、日々、本当に荒れているというような新学期の状況でした。私たちが何か言えば、「うるせー、何度も聞いている」「わかってるよ」「くそババー」まででてくるような勢いでした。

夏休みは毎日格闘で、何か一つやろうとしても聞くに聞けない状況があり、実際にとりくむまでにとっても時間がかかりました。保育園を卒園した子どもたちなので、一人一人がよくわかっているのですが、何かやろうというときにも、自分からこれをやろうということが言えなくて、子ども同士の中で様子うかがっていることが多いように感じます。おとな

の言葉がけに対しては「ヤダ」とか、「どうして」とか出せるのですが、子ども同士だとそのところが希薄になっています。

保育園で、子どもたちの関係が育ってきているはずなのに、学校に行って、なにか希薄さを感じています。

【発言・地域の保育園同士の連携をもとに小学校とも意見交換会開催】

川端（東京都足立区・新田保育園）

新田地域は、とても狭い地域ですが、地域の再開発により5～6年で人口が倍増し乳幼児人口も増え、認可保育園が区立と私立の2園だけだったのが、ここ4～5年で4園増えて6園になりました。小学校も、1千名を超えるマンモス校もできました。校舎を増やす等、対応に追われています。

公開授業等で、保育園から入学した子どもたちの姿をみると、いきいきとした姿がなく、先生たちも、忙しそうです。「こうあらねばならない」を先に求められて、座って話を聞く・先生の指示に従う・身の回りのことができる、これらが1年生に入学した段階で、すでにできていることが当然であるかのような見方・感覚に、先生自身がなっているように、感じています。

今、学校の先生たちがおかれた状況から、できないという視点での見方がとてもきつくなっていて、子どもたちは、窮屈でつまらない・先生は怖いと感じることが増えているのではないのでしょうか。休憩時間も短かったり、グラウンド、校庭もない環境で、子どもたちが体を使って集団遊びをする要求はほとんど満たされていません。そういう中で、いろいろな問題がでているように感じています。

地区で保育園が6園になってきて、保育園同士の連携はしようということで、まず園長同士の会合を1～2か月に1回、定例でもっています。地域の子供もたちは、小学校で一緒になりますから、顔なじみになったり、集団的な遊びを共同でやったり、地区を流れる荒川で自然体験のとりくみやったりと、

楽しい取り組みを通して小学校への期待を育ててきています。子どもの見方や保育園の役割についてなど、まず園長同士が意見交換をしつつ、年長児の交流や小学校との連携をしています。

そのなかで、保育園側から、もっと学校の先生たちとの意見交換の場が欲しいと発信して、定例の幼保小連携のブロック会議の他に、意見交換の場を作りました。保育園側から年長担任・園長、学校側から1年生の担任と副校長・校長とが集まり、意見交換をしています。3年間継続して取り組んできました。今年は、もっと子どもの姿を語りあいたいと思っています。子どもの意欲、自己肯定感が、具体的に保育園や学校のどのような場面で、どんなとりくみを通して育っているのかということを知りたいと思い、実践報告を含めた意見交換会の準備を進めています。地域の保育園同士が連携しあう大事さを、感じてきているところです。

大宮：

これまでの報告・発言をふまえて、ご意見・ご質問等を出していただきながら、乳幼児期の子どもたちに保障すべき保育・教育とはなにか、議論していきたいと思っています。

【フロアから・管理主義化がすすむ学校をどう変えていくのか～学童保育の現場から】

東京都板橋区・陽光会の白井と申します。学童保育の施設長をやっています。

ふきのとう学童の話、内田先生のお話の中でも「ムリムリ」と言ってしまう子どもたちの姿が話されましたが、その理由が、僕にはわかります。すぐ「ム



リ」と言ってしまうくらい無理なことを、子どもたちは毎日、家でも学校でも

強いられているんじゃないかと思います。そういう見方を僕たちがしなかったら、子どもたちは救われないと思うのです。ふきのとうの子たちが一見荒れているように見えるけれど、学校から帰ってきて「ただいま」と言えて、それだけ荒れられるということは、とても素晴らしいことで、受け止めなければならないと思うんです。

僕は今、二つの思いで揺れています。ひとつは、学校の管理主義化にどう対抗していったらいいのか。今度の保育新制度は、保育を見下し、教育を切り離しながら、認めてほしかったら学力とか学校教育の物差しでがんばりなさいと、統制下に組み込もうとする策略であることが、小泉先生のお話からもわかりました。それに乗るものかと、我々は思っていますが、乗せられていく人たちもいっぱい出るかもしれない、という情勢です。

学校自体も、どんどん管理化されています。実際に現場でも、学校とざくばらんにお互いの情報を出し合い話し合っただけで、「学校ではちゃんとしているのに、学童・全児童対策で問題が起きたら、そちらはそちらだけで解決してください」と、校長先生がおっしゃいます。実践のところだけで、どうこうしようと思っても、難しい状況があります。つくりかえようとしている制度が着実に現場にも浸透してきていることを、すごく恐ろしく感じています。学校自体が管理主義化している状況を、どう打開すればいいのでしょうか。

もう一つは、そういう学校に踏み込まれたくない、という気持ちです。例えば、全児童対策の「あいキッズ」は、学校の施設を借りています。木に登るなとか水を使うなとか、やってはいけないルールをすべて守らないと、放課後も校庭では遊ばません。でも、学童は、学校の敷地の中にあっても、別の建物・庭があるから、子どもたちにとっては別天地です。学校の敷地内なのに、学童の前の小さな庭だけは、穴を掘ってもいいし、木に登ってもいいし、秘密基地もつくれるわけです。そこではじめて、子どもらしさを取り戻して、学校の中で出し切れていない自

分が解放されています。だから、言葉づかいはひどいし、直さなければいけないこともあるけれど、まずは共有する・共感するところからやるしかないと思っています。ですから、学校に組み込まれたくない、という思いがあります。

ところが今、板橋区は、学童保育を 2015 年 4 月からなくして、すべてを全児童対策に組み込む、と言っています。つまり、今まで学童クラブで自由に生活していた子たちも含めて、学校の延長でしか遊べなくなってしまう、そんな状態に対して、どう戦っていけばいいか。学童保育は今まで基準も予算もついていなかったものが充実むけて動きつつあると思うのですが、都市部を中心に放課後全児童対策に組み込んで解消すれば、待機児童も解消できるという方向に動いてしまっているわけです。すべてが学校化の方向へ動こうとしている中で、何をやっていけばいいのでしょうか。

前半の大宮先生・小泉先生の話聞きながら、ぞっとして、それに対して何ができるのか…すごい時代になってきている、と感じています。

【フロアから・保育には打ち破る力がある！～全国合研の経験から】

福岡県・紅葉会の小寺と申します。

小泉先生のお話から、こういう路線が何年も前から準備され着々と進んで今があるということがわかりました。そういう流れの中で、私たちは現実と向き合っていくわけですが、目先のことだけでは、とても対応できません。

しかし、この保育や教育の流れは、必ず破綻する、と思っています。あんなに教育の統制をやって、尻をたたいて、その到達点が今の大学生の姿だと思えます。社会に出て使い物にならないとか言われて、仕事も保障されていなくて、大変な状況になっています。このまま突き進むことはできないんじゃないかと思っているのですが、そういうことを見すえながら、どうやって、がんじがらめに用意された法体系を打ち破っていくか、です。保育の分野は、一つ

打ち破りました。保育には、打ち破る力がまだ残っている、と言いたいです。

今年（2014 年）の 8 月に福岡で合研集会がありました。合研の力はすごいな、と思います。保育園をつくる運動は、そもそも働く人たちの中から生まれ、共同保育所をつくり、認可保育園をつくってききました。その中で、合研では、非常に幅広い人たちが一緒になって、子どもたちの生活や保育をどう保障するかということ、力を合わせて学び運動してきました。そういった運動の経験が今、行政も地域も学校も巻き込んで、大きな力を発揮していくのではないかと、思っています。

福岡で合研集会をやらせてもらって、私も実行委員会に入ってとりくんでみて、それを改めて感じました。その力と歴史をもう一回振り返って、私たちはそういう力を持っていると確信することが必要ではないでしょうか。そして保育や教育の統制が強められようとする時代に、たまたま私たちは、保育の世界で仕事をする役割を担っている、今の日本の教育の流れを本流に戻すために力を尽くす。そういうことを、私たちがしっかり見据えてがんばっていけば、まだ、流れに逆らって、くい止めていくことができる、それしかない、と思っています。

保育は、日々、親と向き合って、力を合わせて地域ともつながり、学校ともつながっていける位置にあるので、どんな立場の人とも一緒に力を合わせていくことが可能です。だからこそ、今の厳しい流れに対して力を発揮することができるはず。そこに改めて確信を持つていくことが大事なのではないのかなと、お話を聞きながら思いました。がんばりたいと思います。



大宮： こういう状況の中で、これからの展望や、将来を見据えて私たちの実践や運動の課題は何なのか、お話していただければと思います。

内田：

確かに、私たち教員の状況も厳しいです。時間的にも厳しくさせられています。でも、中でも、多かれ少なかれ、どんな職場でも、もっと時間をかけて教えたいよね、といった話はしていると思います。

また、「子どもたちが、こういうふうに変った」といった子どもたちの成長の姿が、ものすごく私たちのエネルギーになります。また、お父さんやお母さんたちと話をし、「先生、こんなふうのうちの子が変ったよ」「こんなことを、うちに帰ってから話をしたんだよ」ということを、ちょっとでも耳にしたときも、本当に元気になります。どんなに大変な状況でも、教師とは、そういう職業じゃないかなと思っています。

保護者の方や私たち教員同士一できれば校長、教頭も一が、つながっていくことが、とても大事ななと思っています。なぜ私たちがこんな状況に置かれているのか？当然私たちのせいでも、子どもたちのせいでもないし、その根本も少しづつ語り合いながらつながっていくことが大事だと思っています。



小泉：

状況は非常に厳しいと思います。

安倍政権下での教育改革は、とにかくスピードも速いし、内容もえげつなく、準備が周到で、あれよあれよという間に、どんどん新しい政策が提言されて、こちら分析が追いつかない状況にあります。どう対抗していったらいいのかというのは、本当に難しい問題ですし、非常に敵は手強いというふうに思います。

基本的なことですが、統制をすすめて一番壊したいものは、保育の自由、教育の自由です。寛先生の

お話にもありましたけれど、本来なら教育課程も現場の保育士さん、先生たちが、実際に目の前にいる子どもたちの課題に向き合って、どう教育課程を作っていたらいいのかを考えることによって、本来の子どもたちのための発達権保障、学習権保障になるわけです。決して、お上からおしつけられるべきものではありません。目の前の子どもたちの課題にどう答えていくのか、目の前の子どもたちがどんな課題を持っているのか、どんなふうにしたら子どもの発達が保障できるのかを、逆に現場からつきつけていくことが大事なのではないかと思えます。

内田先生のお話で、本当にそうだなと思ったのは、素の自分が出せることが子どもたちにとって大事、ということです。国が言うところの「態度を養う」とか、「規範意識を養う」、「愛国心を持つ」、というようなこととは、まったく正反対の考え方です。それは、現場の先生だからこそ出てくる実感としての価値観、教育観であって、そういった現場の声を集約し積み重ねていくことが、対抗する大きな力になるのではないかと私も思います。

学校に組み込まれるということについての問題もありますが、学校の先生も本当に苦勞されていて、東京都内でも、教育裁判があちこちで起されています。教育内容に関わる裁判、日の丸・君が代に関わる裁判もたくさん起きていますし、障害児学級での教育内容に対して東京都の教育委員会が性教育を禁止したことについて、最高裁まで争われた七尾養護学校の性教育事件なども含めて、学校のどこの分野の方も、本当に苦勞されています。

ですから、保育、教育とに分かれるのではなくて、どう共闘していけるのか、乳幼児期の教育・保育はどうあるべきかということ、一緒に全体として考えていく時期に、きたのではないかと思います。



筧：

今回このような機会をいただいて、保育中の教育とはなんだろうということをもとめる中で、自分の言葉で語ることの大事さを感じました。

まず、保護者に自分たちが大切にしていること、保育の意義をしっかりと伝えたいと思います。小学校の前倒しをすることが教育ではなく、人間としての基礎を培っているのが保育であり教育であるということを、私たちがしっかりと保護者に伝えていく必要があるのではないか、と思っています。

それは、けっして園長や管理職だけがやることではなく、どの保育士も自分たちの日々やっている保育を、子どもの姿を通して伝えることが大事だと改めて思いました。

私たちの目の前には、きらきらした目で、まっすぐこっちを見る子どもたちがいます。この子どもたちのために、私たちが動かないといけない、と思って、これまでも署名運動など一生懸命やってきましたが、今回、宇都宮市の民間保育園園長会が、新制度のパンフレットで保育所の説明文を“教育もしている”というように訂正させたという経験をきいて、ものすごいエネルギーを感じました。

私たちは、地道にこつこつと園の中で保育をしすぎたのかもしれない。もっと外に向けて働きかけていく必要がある！と感じました。それには、保育園同士が手をつないで、宇都宮市での経験のように「これはおかしいよね。ちょっと変えてもらおう」と、一緒に声をあげてけるような、つながりや共同の力をもたないといけない、と感じました。

【まとめ・つながりあうこと、運動することが大きな力になっていく】

大宮：

ありがとうございました。今後の課題は、みなさんと一緒に考えたいと思いますが、まず出発点としておさえたいのは、非常に理不尽なことが行なわれている中で矛盾がうまれている、ということです。新制度が法制化される過程で、児童福祉法 24 条 1

項が残りました。つまり、保育は公的であり、直接契約ではないということが運動の力で残ったものの、新制度全体としては直接契約で個人給付に転換していて、これは大きな矛盾なんです。さきほど、保育が教育から切り離されたと言いましたけれど、正確に言えば、保育所保育指針は今までのままなので、そこにある保育は、養護と教育が一体となったものです。だから、子ども・子育て支援法は、保育と教育を切り離そうとしていますけれど、保育所保育指針は今までと同じで、全部一色になっているわけではないのです。

非常に矛盾に満ちた制度を導入しようとするときに、向こうの戦略としては、反対意見をおさえるとか、本当のことを言う人はなるべく切り離す、というように、分断して基本的なつながりを切り離そうとします。例えば、原発の放射性廃棄物の中間処理施設を福島につくるという件でも、地域住民を分断して支配するというようなやり方になってきています。私たちは、つながることで、簡単にいえば運動することで、対抗していくしかないのではないかと思います。

だから、保幼小の接続の問題にしても、小学校の先生と私たちがつながることができれば、もっと人間的で、私たちの考えてきた保育や教育というものとつながるような接続のあり方をつくっていくことができるのではないかと思います。私たちだけの意見としてではなく、もっと広がりのあるものとしてつくっていくことができると思うし、そういう意味では、いつの時代でも、運動が大事だと思うのです。運動は支配する人たちをくじっていく力にもつながるような、大きな力をもっているのです。

ちょっと話がとびますが、ニュージーランドの「テファリキ」というカ

リキュラムを作るときの経過を読んでいたら、その中に「いろんな関係者の話を聞いた。いちばんよく聞いたのは、政治家とか、議員とか、行政の人たち



の意見だ。カリキュラムを作るときに、みんな、幼児期の教育は就学の準備として位置づけるべきだ、と言った。だが、できたカリキュラムには、そういう考え方は幸せなことに採用されなかった」と、書いてありました。

政治的な人たちがみんなそう言っているのに、「でも、そうではないカリキュラムを私たちはつくった」と、書いてあるのです。私はびっくりして、どうやってつくったのかな、と思いましたが、ニュージーランドでは実際につくったのです。

これまでニュージーランドでは、幼稚園とチャイルドケアとがあり、幼稚園のほうは無償、保育者は教師の資格が必要でした。チャイルドケアのほうは、無資格の人もやれるような、預かり的な保育でした。これらを統一しようということになり、チャイルドケアと言っていたのも、同じ教育をやっているのだということで、同じ言葉で呼ぶことになっていきました。今までは、education と care と呼んでいたのを、care and education、そして今は全て early child education と呼んでいます。このことによって、チャイルドケアの先生たちの給料が大幅に改善されました。小学校の先生と同じくらいに上がったのです。働く保育者たちの労働組合が一つで、政策にも影響するような大きな力をもっていたことが、幼稚園とチャイルドケアの統一に大きな役割を果たしていたと思われま。世界的には、ニュージーランドのように一元化をしようとしています。乳幼児期、0歳から教育は始まっていて、それはケアと切り離せないということを、多くの国がひとつの言葉で言い始めています。保育、教育とを、別のものとはせず、管轄も一つで、すべてに教育はある、となってきているのです。

保育者たちがみんな専門的な仕事をやっていて、ほんとうに教育をやっているとわかってもらうために、記録をつくって、社会的にわかってもらいながら、どんな言葉がいいかも検討し、統一してきています。施設は、幼稚園、保育園もあるし、家庭的保育もいろいろあって、一体化していません。施設の

一体化は、幼保一元化とは直接関係ないのです。多様な施設がありますが、みんな early child education をやっている。ニュージーランドと同じように、きっと日本もそうなると思っています。

保育に欠ける、保育を必要とする、という要件は、だんだんいらなくなっているんです。スウェーデンでは、いっさい働いていなくても教育をうけられています。きっと、社会的な保育と家庭での保育は対立するものではなくて、両輪必要で、子どもにとって大事なことだ、必ずそうなると思います。日本の場合は、今度の改革で、保育と教育を分けるかたちになり、今まで以上に距離を広げてしまいました。今の世界的な流れに、逆行しているのです。国民の願いとも逆行しているし、子どもが育つという点からも逆行しています。効率よく、学校に適應できる子どもだけ育ててくれればいい、そこだけ金をかけてと考えています。そんなやりかたは、うまくいくはずがありません。やっぱり0歳からちゃんと育てられるような状況をつくっていくことが大事なんですね。

いま、いろいろな矛盾を乗り越えていくいちばんの力は、私たちがいろんな人とつながり合っていくことです。それこそ学校の先生ともつながって議論しなければと思いました。それは、私たちにかかっているんです。そういう長い見通しをもちつつ、でも当面は、厳しい問題がいろいろあります。とはいえ、そのなかでも24条1項を残したということは、大きな意味をもっています。象徴的な意味だけではなくて、具体的な意味を持つようにしていかなければいけません。それを含めて、運動していかなければと改めて思いました。

(2014年9月7~8日/於：埼玉県さいたま市/要約・文責 事務局)



当面の課題

●自治体の動き・方針をつかみ地域で働きかけを

*自治体は混乱状態！惑わされず、園長会等地域での確認・共有を大事に

自治体がやるべき作業も膨大で、短期間での準備を迫られ混乱状態です。疑問や不明点はその都度確認し、なるべく園長会等、地域全体で確認・共有しましょう。園長会の役割は重要です。

*委託費の支弁は当月内が基本

保育所は市町村からの委託で保育を行なうため、給付費ではなく、公定価格全額を委託費として支弁されます。委託費の支弁は当月内が基本です。請求手続きや支弁の期日について、自治体がどう説明するのか、要注意です。

●自治体の状況をお知らせください！

自治体の新制度に関する動きを、経営懇までお知らせください。全国的な交流のなかで、問題点や改善点を明らかにしましょう。また、先進的な自治体の動きを学び、各地のとりくみに活かしましょう。

※6月7～8日の総会での学習会にも活用したいと思いますので、自治体の資料・書類のひな型等をお寄せください。

●公定価格の学習を！

今後の園運営に大きく関わる公定価格について学習し、法人の理事会や職員会議にも伝えられるようにしましょう。

6月7～8日、経営懇総会の学習会で、公定価格の学習を行います。ぜひ、ご参加ください。

※詳細は、4月以降、お知らせいたします。

●合研うまれの経営懇の合研コーナー● みんなで広げよう合研の輪

第47回全国保育団体合同研究集会(合研集会)は、8月1～3日に東京で開催されます。

参加目標は、15,000人！

●分科会
実践レポート提案を募集中！
職員の力量向上の一步

●新制度施行の今年、全国的な交流が重要です。

●職員や保護者、近隣の園にも手渡して、一緒に参加しよう！
呼びかけましょう！

●案内書ができました！

<同封の資料～ご確認ください>

- ①費用算定の留意事項案(3月10日自治体向け説明会資料より抜粋)
- ②公定価格単価表案(2月5日子ども・子育て会議資料より保育所部分抜粋)
- ③合研集会案内書
- ④保育プラザ研修のご案内
職員研修にお勧めです。講師として、経営懇会員園の園長先生も大活躍。定員が限られていますので、お申し込みはお早目に！

保育プラザ研修 ご案内 2015年

毎年、多くの保育者のみなさんに
愛用いただいている保育プラザ研修では、
今年もさまざまなテーマの企画を用意しました。
保護者の皆さんを学びたい、より深く学びたい、
ぜひ、ご参加ください。

研修	内容	参加費
遠征研修	●春・夏は「保育の基本を学ぶために」 ●秋・冬は「実践力を高めるために」 をテーマに実施します。	¥5,000円
実践専門 研修	専門研修……職員とあわせてグループ研修を行います。 実技研修……職員とともに、実際にあそびのうたを体験します。	¥8,000円

研修時間 800分
 (注) 研修プラザ 2階研修室(東京都港区西船場2-3-3)
 [申込] 申し込みの受付期間は、研修する日を含めて前申込締め切り(研修日の前週の日曜)まで。
 ※お申し込みの際は、研修費と研修料(研修料)を併せてお申し込みください。
 ※研修料は、研修室をお借りします。
 定員にたいは研修料をのめます。できるだけ早目に申し込みください。
 [申し込み] 研修料33000円(研修料)に研修料(研修料)を併せてお申し込みください。
 研修申込窓口: 00110-8-117586 全国保育団体連合会
 ※「保育プラザ研修申込み」は印刷し、郵送でも記入いただけます。

主催: 一般社団法人保育プラザJAPAN 企画・運営: 全国保育団体連合会
 〒182-0837 東京都港区麻布台2-3 保育プラザ TEL: 03-6285-3171 FAX: 03-6285-3230
<http://www.hokiku-zenhoren.org/>

★6月7～8日は学習会&総会、ご予約ください。

(詳細は、4月号でご案内します)